

## 幼児教育・保育の無償化に向けた対応状況について

本年10月から実施される「幼児教育・保育の無償化（以下「無償化」という。）」については、平成31年2月藤沢市議会定例会において、制度の具体化に向けた国の方針の概要と本市の対応スケジュールを報告したところです。

本年5月10日に無償化に係る子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が成立したことを踏まえ、無償化の制度概要と本市の対応状況、また今後のスケジュールについて報告するものです。

### 1 制度の概要

#### (1) 趣旨・目的

無償化は、子どもたちに対し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、子育て世代の経済的な負担軽減を図ることを目的に実施するものです。

#### (2) 対象者等

無償化の対象者は、3歳から5歳の児童、及び0歳から2歳の住民税非課税世帯の児童で、当該児童の保護者の就労状況等（保育の必要性<sup>\*1</sup>の有無）により、無償化の対象範囲が決定されます。

※「○」＝無償化の対象、「×」＝無償化の対象外

主として利用する施設		保育の必要性 <sup>*1</sup>		無償化の範囲等
		なし	あり	
幼稚園	幼稚園(施設型給付) 認定こども園(教育)	○ (預かり保育は対象外)	○ (預かり保育も対象)	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育料が無償</li> <li>預かり保育は、月額11,300円<sup>*3</sup>まで無償</li> </ul>
	幼稚園(私学助成)	○ (預かり保育は対象外)	○ (預かり保育も対象)	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育料が月額25,700円まで無償</li> <li>預かり保育は、月額11,300円<sup>*3</sup>まで無償</li> </ul>
認可保育施設	認可保育所(公立・法人立) 認定こども園(保育) 小規模保育事業 家庭的保育事業		○	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育料が無償</li> </ul>
認可外保育施設等	企業主導型保育事業		○	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育料が無償</li> </ul>
	藤沢型認定保育施設 幼児教育施設 その他届出保育施設等 <sup>*2</sup>	×	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>月額37,000円<sup>*3</sup>まで無償</li> <li>他の認可外保育施設等との併用が可能</li> </ul>

\*1 「保育の必要性」については、市町村が給付対象者として認定する際に、保護者の就労・就学や親族介護、保護者本人の疾病等の一定の事由により、保育の必要性の有無を確認し、その状況と利用施設に応じた区分で認定する。

\*2 「その他届出保育施設等」とは、他の類型のいずれにも属さない認可外保育施設のほか、一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業等をいう。

\*3 金額は3歳から5歳の児童の場合の無償化上限額。0歳から2歳までの住民税非課税世帯の児童の場合、各金額に5,000円を加えた額までが無償化の対象となる。

### (3) 無償化に伴う申請手続き

#### ア 無償化対象施設の確認申請（施設の申請）

各施設は、原則として無償化の対象施設であることの確認申請を市町村に対して行う必要があります。ただし、子ども・子育て支援法の施設型給付等を受けている施設については、申請は不要となります。

市町村は、各施設からの申請に基づき、施設の種類や管理者等を確認のうえ、無償化の対象施設として公示します。

#### イ 無償化に係る認定申請（施設利用者の申請）

無償化の給付を受ける利用者は、原則として無償化の対象となることの認定申請を市町村に対して行う必要があります。ただし、子ども・子育て支援法の施設型給付等を受けている施設の利用者については、申請は不要となります。

市町村は、利用者からの申請を受け、利用施設や保育の必要性の有無等を確認し、申請者に無償化の対象となることの認定通知を行います。

## 2 本市の対応状況

無償化の実施にあたっては、市町村が実情に応じて取扱を定める事項があることから、関係団体と協議する中で、次のとおり、対応方法の検討を進めています。

### (1) 認可保育施設における食材料費（副食費）の実費徴収

認可保育施設では、3歳以上の児童の給食に係る食材料費（副食費）については無償化の対象外となり、保護者が実費負担することとなります。この食材料費（副食費）について、国は基準額（月額4,500円）を示していますが、現状は各施設で実際にかかる費用が異なるため、利用者間の公平性の観点から、現在本市としての基準額の設定について検討しています。今後は公立保育所及び法人立認可保育所それぞれの食材料費（副食費）の現状を確認した上で、本市としての対応を決定していきます。

また、食材料費（副食費）はこれまで保育料の一部として市が徴収を行ってきましたが、国は、無償化の実施により各施設が直接保護者から徴収する取扱へ変更することとしています。各施設を対象に実施したアンケート調査では、この徴収に係る事務負担の保育現場への影響を懸念する意見があることから、施設への影響を踏まえた徴収方法等について検討を行っており、今後、関係団体との調整を進め、本市としての対応を決定していきます。

### (2) 幼稚園（私学助成）における給付費の支給方法（現物給付又は償還払い）

無償化による給付費の支給方法について、国は「市町村が実情に応じてその取扱を判断できるようにする」と規定する一方、「利用者の利便性等も鑑み、現物給付（利用者が施設に保育料を支払うことなく、市が直接施設へ給付費を支給）の選択に資するよう、取組を支援する」こととしています。しかしながら、各施設を対象に実施したアンケート調査では、「償還払い（利用者が一旦施設へ保育料を支払った後、市が利用者へ給付費を支給）」を希望する施設が約半数を占める結果となりました。給付費の支給方法については統一した取扱が望ましいことから、関係団体と調整し、本市としての対応を決定していきます。

### (3) 認可外保育施設（幼児教育施設）に対する支援

幼児教育施設は、幼稚園に準ずる施設として本市が独自に認定した認可外保育施設です。認可外保育施設に通う児童については、待機児童対策の観点から、保育の必要性が認められる場合には無償化の対象となりますが、保育の必要性が認められない場合には対象となりません。このため、保育の必要性が認められない児童が多く通う幼児教育施設については、無償化の対象とならない児童が多く生じることとなります。

こうした状況の中、本市ではこれまで幼児教育施設の利用者に対して私学助成の幼稚園と同等に幼稚園等就園奨励費補助事業を実施してきたことを踏まえ、無償化の実施後においても一定の支援を継続してまいります。この支援にあたっては、無償化による幼稚園利用者への給付上限額を限度として段階的な補助条件を設定するなど、保育の質の確保とその向上を図ることを目的とする制度となるよう、検討を進めます。

### 3 今後のスケジュール

改正法及び関連する内閣府令等に基づき、本市としての実施方法を決定し、本年10月からの実施に向けた対応を進めます。

	《市》 無償化に向けた対応と今後の予定	《国》 主な動き
<b>平成30年度</b>		
2月	2月藤沢市議会定例会 子ども文教常任委員会へ報告（無償化の概要）	改正法案閣議決定
<b>令和元年度</b>		
4月	幼稚園を対象とした説明会（無償化の概要） 幼稚園を対象としたアンケート調査	
5月	法人立認可保育所を対象としたアンケート調査 関係団体との協議・調整（～6月） 無償化の制度概要の市ホームページ掲載	改正法成立 関連府令等パブコメ 関連府令等公布（見込）
6月	6月藤沢市議会定例会 子ども文教常任委員会へ報告 補正予算議案（システム改修費・事務経費）の上程 関連要綱等の制定・改正等	
7～8月	事業者向け事務説明会の開催 無償化対象施設の確認申請の案内・受付 対象児童の保護者への制度周知 対象児童の認定申請の案内・受付（～9月末）	無償化に係る要綱制定 （見込）
9月	9月藤沢市議会定例会 条例改正議案の上程 子ども文教常任委員会へ報告 補正予算議案（無償化による給付費等）の上程	
<b>10月</b>	<b>幼児教育・保育の無償化 開始</b>	

以上

（事務担当 子ども青少年部 保育課）